

これらの業務ができる登録業者 全県及び東・中・西部地区別に掲載台帳の最終更新日

耐震診断・補強設計・工事監理登録業者一覧 【県内 153業者】 平成30年3月16日現在

建築士会等個人所属団体は除く

公表番号	登録日【登録期間満了日】	事務所等の名称住所 代表者氏名 電話番号	業者の区分	建築士事務所 の区分 (登録番号)	建築工業者 の種類(区分) (許可番号)	業務の区分 ○：業務可能				木造住宅耐震化実績 件数【H28.4.1以降】				左欄のうち低コスト 工法の実績件数				実施可能な耐 震診断の区分 ◎：精密診断 ○：一般診断	雇用する 技術者の氏名 (技術者名簿登録番号) 所有する資格	会社が 所属する団体
						耐震 診断	補強 設計	工事 監理	耐震 改修	耐震 診断	補強 設計	工事 監理	耐震 改修	耐震 診断	補強 設計	工事 監理	耐震 改修			
木耐 H29- 500	平成29年3月 15日 【平成34年3 月15日】	有限会社○○設計事務所 鳥取市○○町○○番地 代表取締役 鳥取 太郎 0857-○○-△△	建築士 事務所	一級建築士事務所 (第77-〇号)		○	○	○	○	10	5	5	○	○	○	○	◎	鳥取 太郎 (H20-500) 一級建築士 鳥取 次郎 (H20-501) 一級建築士	(社)鳥取県建築士事 務所協会	
木耐 H29- 503	平成29年3月 15日 【平成34年3 月15日】	○○建築士事務所 鳥取市△△町○番地 砂丘 一郎 0857-○○-△△	建築士 事務所	二級建築士事務所 (第16-〇号)		○	○	○	○	9	4	4	○	○	○	○	○	砂丘 一郎 (H20-600) 二級建築士	技術者が所有する申 請のあった資格	
木耐 H29- 510	平成29年3月 15日 【平成34年3 月15日】	○○建設株式会社 鳥取市○○町○番地 代表取締役 建築 太郎 0857-○○-△△	兼業	一級建築士事務所 (第17-〇号)	建築工事業(一般) (般-19第〇号)	○	○	○	○	8	3	3	○	○	○	◎	建築 三郎 (H20-499) 一級建築士	(社)鳥取県建築士事 務所協会 (社)鳥取県建設業協 会		

5年の登録有効期間

業者から申請のあった依頼可能な

業者から申請のあったH28.4.1以
降の耐震診断実績件数

業者によっては建設業登録もありこの業務も依頼可能

業者から申請のあったH28.4.1以降の
低コスト工法での耐震設計実績件数

これらの業務ができる登録業者 全県及び東・中・西部地区別に掲載台帳の最終更新日

耐震改修登録業者一覧 【県内 153業者】 平成30年3月16日現在

建築士会等個人所属団体は除く

公表番号	登録日【登録期間満了日】	事務所等の名称住所 代表者氏名 電話番号	業者の区分	建築士事務所 の区分 (登録番号)	建築工業者 の種類(区分) (許可番号)	業務の区分 ○：業務可能				木造住宅耐震化実績 件数【H28.4.1以降】				左欄のうち低コスト 工法の実績件数				実施可能な耐 震診断の区分 ◎：精密診断 ○：一般診断	雇用する 技術者の氏名 (技術者名簿登録番号) 所有する資格	会社が 所属する団体
						耐震 診断	補強 設計	工事 監理	耐震 改修	耐震 診断	補強 設計	工事 監理	耐震 改修	耐震 診断	補強 設計	工事 監理	耐震 改修			
木耐 H29- 601	平成29年3月 15日 【平成34年3 月15日】	株式会社○○建設工業 米子市○○町○丁目○ 代表取締役 米子 一郎 0859-○○-△△	兼業	一級建築士事務所 (第20-〇号)	建築工事業(特定) (特-19第〇号)	○	○	○	○	10	5	5	4	○	○	○	○	米子 一郎 (H20-800) 一級建築士 米子 二郎 (H20-801) 二級建築士、 一級建築施工管理技士	(社)鳥取県建築士事 務所協会 (社)鳥取県建設業協 会	
木耐 H29- 602	平成29年3月 15日 【平成34年3 月15日】	有限会社△△建設 米子市△△町○番地 代表取締役 西部 太郎 0859-○○-△△	兼業	二級建築士事務 所 (第17-〇号)	建築工事業(一般) (般-17第〇号)	○	○	○	○	9	4	1	○	○	○	○	○	西部 太郎 (H20-899) 一級建築士	鳥取県木造住宅推進 協議会 技術者が所有する申	
木耐 H29- 603	平成29年3月 15日 【平成34年3 月15日】	有限会社○○建築 米子市○○町△ 代表取締役 建築 四郎 0859-○○-△△	建築工 事業者		建築工事業(一般) (般-16第〇号)	○	○	○	○				3	○	○	◎	建築 五郎 (H20-750) 一級建築施工 管理技士			

5年の登録有効期間

業者から申請のあった
依頼可能な業務

業者から申請のあったH28.4.1以
降の耐震改修実績件数

業者によっては建築士事務所登録もありこれらの業務も依頼可能

業者から申請のあったH28.4.1以降の低コ
スト工法での耐震改修実績件数

（耐震診断区分の補足説明）

一般診断とは耐震改修等の必要性の判定を目的としており、必ずしも改修を前提としない診断方法です。調査にあたっては原則、内装材や外装材を剥がしたりしません。診断を行う人は、建築士などの建築に関する知識や経験の有る建築関係者になります。

精密診断とは改修の必要性が高いものについて、部材やそれらの接合部に関するより詳細な情報に基づき、改修の必要性の最終的な判断を行うことを目的とした診断方法です。また、改修を施すものについては、改修後の耐震性も診断します。診断には高度な知識、経験が必要であり、建築士等の専門家が実施します。一般診断よりも詳細な耐震性能の評価が可能で、改修を検討する際に一般診断にくらべ安価な改修工事を提案できるケースが多いです。

（低コスト工法の補足説明）

低コスト工法とは精密診断を用いて建物の構造評価を行い、安価な工事となることに一定の配慮を置き改修工法を選択し、補強設計・改修工事を行ったもの。鳥取県でH27年度から名古屋工業大学高度防災センターの協力を得て開催している講習会にて推奨している工法です

◆低コスト耐震改修工法(低コスト工法)とは

- ① 既存の壁や床、天井を壊さずに補強できる。
- ② 外壁撤去を行わずに外部から補強できる。

→低コスト工法を採用すると、既存の壁や床等の復旧工事が不要となり、工事費や工期が縮減できます。



壁全体で補強（一般的な工法）		低コスト工法の一例	
①筋かいで補強	②構造用合板で補強	③外から壁を補強	④床と天井の間を構造用合板とL型アルミ型材で補強

一般的な工法でも、押入などの仕上げを気にしなくてよい箇所を中心に補強するなど、合理的な設計によっても、工事費を抑えることが可能！

（参考）一般的な工法である「①筋かいで補強」とのコスト比較

①	②	③	④	⑤
100%	73%	46%	37%	69%

③床と天井の間を火山性ガラス繊維層板で補強

木造住宅低コスト耐震補強の手引き(東知建築地震災害軽減システム研究協議会)より作成

◆低コスト工法を採用することのメリット

- ① 少ない費用負担で安心を得られる。
- ② 外部工事だけにすることができると、あまり手間がかからず、施工期間も短縮できる。
- ③ 生活にあまり支障が生じることなく工事を行うことができる。

